法令等改正情報 法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等改正情報	法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。
法令等の名称	改正の概要(9月8日現在)
4月1日から石綿の事前	令和4年4月1日から、建築物等の解体・改修工事を行う施工業者は、大気汚染防止法に基づき当
調査結果の報告制度がス	該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務づけられ
タート	る。報告は、厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に基づき、労働基準監督署にも行う必要があ
令和4年3月1日公表	る。
	この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行うこととなってお
	り、パソコン、タブレット、スマートフォンから 24 時間オンラインで行うことができ、1回の操作
	で都道府県等と労働基準監督署の両方に報告することができる。
	https://www.env.go.jp/press/110648.html
大気汚染防止法施行規則	大気汚染防止法の規制対象であるばい煙発生施設のうちボイラーについて、規模要件から伝熱面
等の一部を改正する省令	積を削除する大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第275号)が令和3年9
令和4年3月3日	月 29 日に公布されたことに伴い、関連する規定が改正された。
公布・施行	また、石綿の飛散防止対策について、大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39
(一部は令和4年10月1	号)によって新設された建築物等の解体等に伴う石綿の事前調査結果の報告規定が令和4年4月1
日施行)	目から施行されるのに併せ、所要の改正が行われた。
I the year Victor to the No. 11. Am I to the total	https://www.env.go.jp/press/110677.html
土壤汚染対策法施行規則	(1)土壌汚染対策法施行規則の改正
の一部を改正する省令等	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出に
令和4年3月24日公布 令和4年7月1日施行	おける、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者、管理者又は占有者でない場合に
77/14 十 / 月 1 日 旭1]	添付を必須としている同意書の規定について、所要の改正が行われた。
	(2) 汚染土壌処理業に関する省令の改正 汚染土壌処理施設の処理能力等の変更に係る手続のうち、許可を要しない軽微な変更の規定につ
	行衆工機処理施設の処理能力等の変更に保る子続のすら、計画を安しない軽微な変更の規定にす いて、所要の改正が行われた。
	https://www.env.go.jp/press/110756.html
民間企業の方のための気	
候変動適応ガイド(改訂	関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言対応や事業継続マネジメント (BCM) 対策についての
版)	理解を深め、気候変動適応の取組を進める際の参考とするため、平成30年度に作成した「民間企業
令和4年3月25日公表	の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るために一」が改訂され、公表された。
	https://www.env.go.jp/press/110794.html
「温室効果ガス排出削減	環境省では、地球温暖化対策推進法の基本理念である"2050年までの脱炭素社会の実現"に向けて、
等指針の見直しに向けた	2030 年度の温室効果ガス排出削減目標(2013 年度比 46%削減)の達成にも資するよう、温室効果ガ
基礎的な技術情報等のと	ス排出削減等指針(以下「指針」という。)においてより先進的な対策(利用可能な最高水準の機器
りまとめ」について〜指針	・設備等)も対象にしていくことを念頭に、関連する基礎的な技術情報等のファクト(先進的な対策
の見直しに向けたファク トリスト	リスト、各対策の性能水準・コスト等)の収集・整理を実施しているところ。
令和4年3月28日公表	本検討の一環として、有識者から構成される「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」での議論
17/H 1 0/1 10 H 24	を踏まえ、先進的な対策や各対策の性能水準・コスト等について取りまとめ、今回、その結果を基礎的な技術情報(ファクトリスト)等として公表された。
建築物等の解体等工事にお	解体等工事の発注者や自主施工者を対象とした「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対
ける石綿飛散防止対策に係	策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」について、令和2年6月の大気汚染防止法の改
るリスクコミュニケーショ	正内容を反映するとともに、最新のリスクコミュニケーション事例を掲載し、改訂版が作成された。
ンガイドライン(改訂版)	https://www.env.go.jp/press/110785.html
令和4年3月29日公表	3171
低濃度 PCB に汚染された	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特
電気機器等の早期確認の	別措置法により、処分期間内に自ら処理し、又は他人に処理委託を行うことが義務付けられてる。
ための調査方法及び適正	PCB 廃棄物の中で、機器に封入されている絶縁油中の PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物が
処理に関する手引き	低濃度 PCB 廃棄物に該当し、令和 9 年 (2027 年) 3 月末までに処分委託等することが義務付けられ
令和4年3月31日公表	ているが、環境省及び経済産業省の調査によると、期限内処分に関する取組が不十分であり、また確
	認方法の周知が不足していることが判明したため、電気機器等を所有する中小規模事業者を対象に
	した手引きを作成し、改めて周知するとともに、使用中の低濃度 PCB 含有機器及び低濃度 PCB 廃棄
	物等の実態把握に取り組むこととされた。
株字ル学版所の理辞。の	https://www.env.go.jp/press/111128.html
特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理	(1)特別要件施設において把握すべき事項の追加(施行規則第4条関係) 大気汚染防止法において、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に、水銀排出施設設置
の改善の促進に関する法	「大利力架切工伝において、小歌が山地設から小歌寺を入れ中にが山りる者に、小歌が山地設設直 等の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定の義務が課されたことを受け、水銀及びその化合物が、
律施行規則の一部を改正	下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質に追加され
する省令	「小坦於不处理他成及の廃棄物处理他故において排山重を允僅する第一種相比化子物質に迫加された。
令和4年3月31日公布	(2) 対応化学物質分類名の付与(施行規則別表関係)
令和5年4月1日施行	政令において新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、法第6条第1項に定め
(一部は公布日施行)	る第一種指定化学物質の属する分類の名称(対応化学物質分類名)を付与するため、別表が改正され
	た。
	(3) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更(施行規則様式第1関係)
I	指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いて届出が行えるよう 様式第1が変更された

(4) 電子届出の届出期間の延長(施行規則附則関係)

指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いて届出が行えるよう、様式第1が変更された。

法令等の名称	改正の概要(9月8日現在)
	令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限が6月30日から7
	月31日に1か月間延長された。
	https://www.env.go.jp/press/110850.html
プラスチックに係る資源	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行 (R4.4.1) に併せ、「再商品化計画の認
循環の促進等に関する法	定申請の手引き」等が作成された。
律に係る再商品化計画の	https://www.env.go.jp/press/110856.html
認定申請の手引き	neepe // www.en.v.go.jp/ proce/ result
令和4年3月31日公表	
2021 年度 環境省 LD-Tech	□ 「環境省 LD-Tech 認証制度」は、現在商品化済みで我が国の脱炭素化を促進する設備・機器等の
認証製品一覧	うち、CO2 削減に最大の効果をもたらす製品を環境省 LD-Tech 認証製品として情報発信し、脱炭素社
令和4年4月28日公表	会の実現を目指すものであり、2021年度の環境省LD-Tech認証製品一覧が公表された。
	https://www.env.go.jp/press/110987.html
ほう素等に係る暫定排水	水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アン
基準の改正省令	モニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令
令和4年5月17日公布	和4年6月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めら
令和4年7月1日施行	れた。
	現行の暫定排水基準が適用されている 11 業種のうち 10 業種について、一部の基準値を強化しつ
	つ暫定排水基準の適用期間が延長された。延長後の適用期間は、旅館業及び下水道業については当
	分の間、その他の8業種については令和7年6月30日までとされた(他1業種(酸化コバルト製造
	業)は一般排水基準へ移行)。
	https://www.env.go.jp/press/111000.html
一定の限度を超える大き	振動規制法施行令別表第1第2号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの振動を発生しない
さの振動を発生しないも	ものとして環境大臣が指定する圧縮機については、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しな
のとして環境大臣が指定	いものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」において、工場及び事業場における通常の
する圧縮機を定める告示	稼働において、当該機器から5m離れた地点における振動が 60dB を超えないものとみなされるもの
等	として、機器の圧縮方式がスクリュー式のものを定められた。
令和4年5月24日告示	なお、規制対象外とする機器については、機器の圧縮方式がスクリュー式のものを一律に対象と
令和4年12月1日施行	するのではなく、メーカーが申請を行ったものを環境省が個別に指定することとし、具体の指定方
	法が、「低振動型圧縮機の指定に関する規程」で定められた。
	https://www.env.go.jp/press/111028.html
令和2年度の電気事業者	令和2年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等は、令和4年1月7日に公表さ
ごとの基礎排出係数・調整	れ、同年2月17日に一部が修正されている。
後排出係数等(一部追加・	これについて、令和3年度中に新規参入した電気事業者の係数追加、令和2年度中に新規参入し
更新)	た電気事業者の係数更新、それ以外の電気事業者で令和3年度の電力メニューに応じた排出係数(メ
令和4年7月14日公表	ニュー別排出係数)の公表を希望する電気事業者の係数更新のため、一部追加・更新された。
	https://www.env.go.jp/press/press_00216.html